

第1 漁業権に関する事項

1 公示番号 共第1号

(1) 漁場の位置 山本郡八峰町八森地先

(2) 漁場の区域

次の基点第1号、ア、イ、ウ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と基点第1号から基点第15号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 山本郡八峰町八森と青森県との境に設定した点

ア 基点第1号から270度00分4,000メートルの点

イ 山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設定した点から220度31分4,000メートルの点

ウ 基点第15号から270度16分4,000メートルの点

基点第15号 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設定した点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	〃
	かき漁業	〃
	したなみ漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	うに漁業	〃
	もずく漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 山本郡八峰町八森

2 公示番号 共第2号

(1) 漁場の位置 山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先

(2) 漁場の区域

次の基点第15号、ア、イ、ウ、エ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と基点第15号から基点第2号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線とオからサに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第15号 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設定した点

ア 基点第15号から270度16分4,000メートルの点

イ 山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点

ウ 能代市と山本郡三種町との境に設定した点から282度16分4,000メートルの点

エ 基点第2号から292度59分4,000メートルの点

オ 米代川河口左岸に設定した点

カ オの点から282度00分1,980メートルの点

キ クの点から36度00分2,240メートルの点

ク ケの点から102度00分1,300メートルの点

ケ コの点から13度30分2,565メートルの点

コ サの点から282度00分4,260メートルの点

サ シの点から192度30分2,420メートルの点

シ オの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点

基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設定した点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	〃
	こたまがい漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町

3 公示番号 共第3号

(1) 漁場の位置 男鹿市野石及び同市五里合地先

(2) 漁場の区域

次の基点第2号、ア、イ、ウ及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と基点第2号から基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設定した点

ア 基点第2号から292度59分4,000メートルの点

イ 基点第3号から304度22分4,000メートルの点

基点第3号 男鹿市野石と同市五里合との境に設定した点

ウ 基点第4号から322度19分4,000メートルの点

基点第4号 男鹿市五里合と同市男鹿中字浜間口との境に設定した点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	〃
	れいしがい漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	もずく漁業	〃

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市野石及び同市五里合

4 公示番号 共第4号

(1) 漁場の位置 男鹿市男鹿中、北浦及び同市戸賀地先

(2) 漁場の区域

次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と基点第4号から基点第7号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第4号 男鹿市五里合と同市男鹿中字浜間口との境に設定した点

ア 基点第4号から322度19分4,000メートルの点

イ 基点第5号から18度21分2,000メートルの点

基点第5号 男鹿市北浦字湯の尻と同市北浦字西黒沢との境の大明神崎に設定した点

ウ ケの点から352度21分2,000メートルの点

エ ケの点から270度00分2,000メートルの点

オ 基点定第8号から270度00分2,000メートルの点

基点定第8号 男鹿市北浦入道崎字下中野の標識

カ 基点第6号から247度21分2,000メートルの点

基点第6号 男鹿市北浦入道崎と同市戸賀との境に設定した点

キ 基点定第5号から270度00分2,000メートルの点

基点定第5号 男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識

ク 基点第7号から224度31分2,000メートルの点

ケ 男鹿市北浦入道崎灯台前に設定した点

基点第7号 男鹿市戸賀加茂青砂と同市船川港本山門前との境に設定した点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	〃
	かき漁業	〃
	したなみ漁業	〃
	れいしがい漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	うに漁業	〃
	いがい漁業	〃
	もずく漁業	〃
	わかめ漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	えご漁業	〃
	あおさ漁業	〃
	いぎす漁業	〃
	あらめ漁業	〃

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市男鹿中、北浦及び同市戸賀

5 公示番号 共第5号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港及び同市脇本地先

(2) 漁場の区域

次の基点第7号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と基点第7号から基点第16号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第17号、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及び基点第11号の各点を順次結んだ線と基点第17号から基点第11号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第7号 男鹿市戸賀加茂青砂と同市船川港本山門前との境に設定した点

ア 基点第7号から224度31分1,500メートルの点

イ 男鹿市船川港本山門前竜ヶ島に設定した点から242度21分1,500メートルの点

基点第8号 男鹿市船川港小浜潮瀬崎南端に設定した点

ウ 基点第8号から182度21分1,500メートルの点

エ 男鹿市船川港女川字鶴ノ崎に設定した点から172度21分1,300メートルの点

オ カの点から151度00分510メートルの点

カ キの点から114度00分650メートルの点

キ 基点第16号から172度21分117.5メートルの点

基点第16号 男鹿市船川港南平沢大畑台に設定した点

基点第17号 男鹿市船川港金川87番地に設定した点

ク 基点第17号から128度51分900メートルの点

ケ クの点から219度44分1,269.3メートルの点

コ ケの点から120度00分1,500メートルの点

サ コの点から163度00分830メートルの点

シ サの点から191度00分975メートルの点

基点第10号 男鹿市船川港と同市脇本との境に設定した点

ス 基点第10号から155度59分4,000メートルの点

セ 基点第11号から201度21分4,000メートルの点

基点第11号 男鹿市脇本と同市船越との境に設定した点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	〃
	かき漁業	〃
	したなみ漁業	〃
	れいしがい漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	うに漁業	〃
	いがい漁業	〃
	もずく漁業	〃
	わかめ漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	あおさ漁業	〃
	いぎす漁業	〃
	あらめ漁業	〃

- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- (5) 関係地区 男鹿市船川港及び同市脇本

6 公示番号 共第6号

(1) 漁場の位置 男鹿市船越、潟上市天王及び秋田市地先

(2) 漁場の区域

次の基点第11号、ア、イ、ウ、エ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と基点第11号から基点第19号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線とオからクに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第13号、ウ、ケ、コ、サ及びシの各点を順次に結んだ線と基点第13号からシに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第13号、ウ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツの各点を順次に結んだ線、ツ、テ、ト、ナ、ニの各点を順次に結んだ線から成る線と基点第13号からニに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第11号 男鹿市脇本と同市船越との境に設定した点

ア 基点第11号から201度21分4,000メートルの点

イ 基点第12号から219度21分4,000メートルの点

基点第12号 男鹿市船越字一向旧馬場目川河口中央に設定した点

ウ 基点第13号から262度25分4,000メートルの点

基点第13号 秋田市下新城と同市飯島との境の四等三角点

エ 基点第19号から270度28分4,000メートルの点

基点第19号 秋田市と由利本荘市との境に設定した点

オ 男鹿市船越、船越新水道河口右岸に設定した点（河口中心から300メートルの点）

カ オの点から221度00分600メートルの点

キ クの点から221度00分600メートルの点

ク 男鹿市船越、船越新水道河口左岸に設定した点（河口中心から300メートルの点）

ケ ウの点から325度00分4,200メートルの点

コ ケの点から122度00分3,160メートルの点

サ コの点から118度00分1,760メートルの点

シ サの点から80度00分1,955メートルの点

ス ウの点から171度00分1,300メートルの点

セ スの点から73度00分990メートルの点

ソ セの点から131度00分360メートルの点

タ 秋田港旧北防波堤先端（中間部）（以下「北防波堤先端（中間部）」という）から283度28分2,000メートルの点

チ 北防波堤先端（中間部）から270度28分1,440メートルの点

ツ 北防波堤先端（中間部）から270度28分1,150メートルの点

テ ヌの点から270度28分1,900メートルの点

ト ヌの点から270度28分728メートルの点

ナ トの点から169度30分2,690メートルの点

ニ ナの点から82度00分870メートルの点

ヌ 秋田港旧南防波堤基部から南へ海岸線に沿って500メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	〃
	れいしがい漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃

	なまこ漁業	〃
	いがい漁業	〃

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市船越、潟上市天王及び秋田市

7 公示番号 共第7号

(1) 漁場の位置 由利本荘市及びにかほ市地先

(2) 漁場の区域

次の基点第19号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と基点第19号から基点第14号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チの各点を順次に結んだ線とキからチに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第19号 秋田市と由利本荘市との境に設定した点

ア 基点第19号から270度28分4,000メートルの点

イ 由利本荘市岩城と市松ヶ崎との境に設定した点から279度28分4,000メートルの点

ウ 基点第18号から292度28分4,000メートルの点

基点第18号 由利本荘市とにかほ市との境に設定した点

エ にかほ市芹田と市飛との境に設定した点から279度28分4,000メートルの点

オ にかほ市金浦と市象潟町との境に設定した点から297度28分4,000メートルの点

カ 基点第14号から291度30分4,000メートルの点

基点第14号 にかほ市と山形県との境に設定した点

キ クの点から76度00分213メートルの点

ク ケの点から98度20分122メートルの点

ケ タの点から15度30分470メートルの点

コ ケの点から283度00分303メートルの点

サ コの点から196度30分292メートルの点

シ サの点から286度30分108メートルの点

ス シの点から196度00分350メートルの点

セ スの点から106度30分188メートルの点

ソ 本荘港防波堤灯台から10度00分3メートルの点

タ ソの点から76度30分264メートルの点

チ 由利本荘市水林と市西目町海士剥との境に設定した点から5度00分940メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	〃
	かき漁業	〃
	れいしがい漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	うに漁業	〃
	いがい漁業	〃
	もずく漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	あおさ漁業	〃
いぎす漁業	〃	

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 由利本荘市及びにかほ市

8 公示番号 共第8号

(1) 漁場の位置 山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先

(2) 漁場の区域

次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と基点第1号から基点第2号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線とキからスに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第1号 山本郡八峰町八森と青森県との境に設定した点

ア 基点第1号から270度00分4,000メートルの点

イ 山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設定した点から220度31分4,000メートルの点

ウ 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点

エ 山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点

オ 能代市と山本郡三種町との境に設定した点から282度16分4,000メートルの点

カ 基点第2号から292度59分4,000メートルの点

キ 米代川河口左岸に設定した点

ク キの点から282度00分1,980メートルの点

ケ コの点から36度00分2,240メートルの点

コ サの点から102度00分1,300メートルの点

サ シの点から13度30分2,565メートルの点

シ スの点から282度00分4,260メートルの点

ス セの点から192度30分2,420メートルの点

セ キの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点

基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設定した点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ひらめ・かれい小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月15日まで
	ます刺し網漁業	1月1日から6月30日まで
	ひらめ・かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	きす刺し網漁業	4月1日から12月31日まで
	かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえび刺し網漁業	6月1日から11月30日まで
	はたはた刺し網漁業	11月1日から翌年1月15日まで
	底建網漁業	11月1日から翌年8月31日まで
	かにかご漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から10月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町

9 公示番号 共第9号

(1) 漁場の位置 男鹿市野石、五里合、男鹿中、北浦及び同市戸賀地先

(2) 漁場の区域

次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と基点第2号から基点第7号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設定した点

ア 基点第2号から292度59分4,000メートルの点

イ 基点第3号から304度22分4,000メートルの点

基点第3号 男鹿市野石と同市五里合との境に設定した点

ウ 基点第4号から322度19分4,000メートルの点

基点第4号 男鹿市五里合と同市男鹿中浜間口との境に設定した点

エ 基点第5号から18度21分2,000メートルの点

基点第5号 男鹿市北浦湯本と同市北浦西黒沢との境の大明神崎に設定した点

オ サの点から352度21分2,000メートルの点

カ サの点から270度00分2,000メートルの点

キ 基点定第8号から270度00分2,000メートルの点

基点定第8号 男鹿市北浦入道崎字下中野の標識

ク 基点第6号から247度21分2,000メートルの点

基点第6号 男鹿市北浦入道崎と同市戸賀との境に設定した点

ケ 基点定第5号から270度00分2,000メートルの点

基点定第5号 男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識

コ 基点第7号から224度31分2,000メートルの点

サ 男鹿市北浦入道崎灯台前に設定した点

基点第7号 男鹿市戸賀加茂青砂と同市船川港本山門前との境に設定した点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	1月1日から6月30日まで
	ひらめ・かれい小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	こうなご・たなご小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月15日まで
	ひらめ・かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	きす刺し網漁業	4月1日から12月31日まで
	かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえび刺し網漁業	6月1日から11月30日まで
	はたはた刺し網漁業	11月1日から翌年1月15日まで
	底建網漁業	11月1日から翌年8月31日まで
	かにかご漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から10月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市野石、五里合、男鹿中、北浦及び同市戸賀

10 公示番号 共第10号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港、脇本、船越、潟上市天王及び秋田市下新城地先

(2) 漁場の区域

次の基点第7号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と基点第7号から基点第13号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テの各点を順次に結んだ線とコからテに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ト、ナ、ニ及びヌの各点を順次に結んだ線とトからヌに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第13号、ケ、ネ、ノ、ハ及びヒの各点を順次に結んだ線と基点第13号からヒに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第7号 男鹿市戸賀加茂青砂と同市船川港本山門前との境に設定した点

ア 基点第7号から224度31分2,000メートルの点

イ 男鹿市船川港本山門前竜ヶ島に設定した点から242度21分1,500メートルの点

ウ 基点第8号から182度21分1,800メートルの点

基点第8号 男鹿市船川港小浜塩瀬崎南端に設定した点

エ 基点第9号から172度21分3,500メートルの点

基点第9号 男鹿市船川港南平沢と同市船川港芦沢との境に設定した点

オ スの点から251度29分12秒900メートルの点

カ 基点第10号から155度59分4,000メートルの点

基点第10号 男鹿市船川港と同市脇本との境に設定した点

キ 基点第11号から201度21分4,000メートルの点

基点第11号 男鹿市脇本と同市船越との境に設定した点

ク 基点第12号から219度21分4,000メートルの点

基点第12号 男鹿市船越字一向旧馬場目川河口中央に設定した点

ケ 基点第13号から262度25分4,000メートルの点

コ 男鹿市船川港南平沢字大畑台に設定した点

サ シの点から294度00分650メートルの点

シ スの点から331度00分510メートルの点

ス セの点から251度29分12秒1,507.81メートルの点

セ ソの点から191度00分975メートルの点

ソ タの点から163度00分830メートルの点

タ チの点から120度00分1,500メートルの点

チ ツの点から219度44分1,269.30メートルの点

ツ テの点から128度51分900メートルの点

テ 男鹿市船川港金川87番地に設定した点

ト 男鹿市船越、船越新水道河口右岸に設定した点（河口中心から300メートルの点）

ナ トの点から221度00分600メートルの点

ニ ヌの点から221度00分600メートルの点

ヌ 男鹿市船越、船越新水道河口左岸に設定した点（河口中心から300メートルの点）

ネ ケの点から325度00分4,200メートルの点

ノ ネの点から122度00分3,160メートルの点

ハ ノの点から118度00分1,760メートルの点

ヒ ハの点から80度00分1,955メートルの点

基点第13号 秋田市下新城と同市飯島との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	1月1日から6月30日まで
	ひらめ・かれい小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月15日まで
	ひらめ・かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	きす刺し網漁業	4月1日から12月31日まで
	かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえび刺し網漁業	4月1日から12月31日まで
	はたはた刺し網漁業	11月1日から翌年1月15日まで
	底建網漁業	11月1日から翌年8月31日まで
	かにかご漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から10月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市船川港、脇本、船越、潟上市天王及び秋田市下新城

11 公示番号 共第11号

(1) 漁場の位置 秋田市飯島、土崎港、新屋、浜田、下浜、由利本荘市及びにかほ市地先

(2) 漁場の区域

次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と基点第13号から基点第14号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第13号、ア、ク、ケ、コ、サ、シ、スの各点を順次に結んだ線、ス、セ、ソ、タ、チの各点を順次に結んだ線から成る線と基点第13号からチに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びテ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、への各点を順次に結んだ線とテからへに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第13号 秋田市下新城と同市飯島との境に設定した点

ア 基点第13号から262度25分4,000メートルの点

イ から270度28分4,000メートルの点

基点第19号 秋田市と由利本荘市との境に設定した点

ウ 由利本荘市岩城二古と同市松ヶ崎との境に設定した点から279度28分4,000メートルの点

エ 基点第18号から292度28分4,000メートルの点

基点第18号 由利本荘市とにかほ市との境に設定した点

オ にかほ市芹田と同市飛との境に設定した点から279度28分4,000メートルの点

カ にかほ市金浦と同市象潟町との境に設定した点から297度28分4,000メートルの点

キ 基点第14号から291度30分4,000メートルの点

ク アの点から171度00分1,300メートルの点

ケ クの点から73度00分990メートルの点

コ ケの点から131度00分360メートルの点

サ 秋田港旧北防波堤先端（中間部）（以下「北防波堤先端（中間部）」という。）から283度28分2,000メートルの点

シ 北防波堤先端（中間部）から270度28分1,440メートルの点

ス 北防波堤先端（中間部）から270度28分1,150メートルの点

セ ツの点から270度28分1,900メートルの点

ソ ツの点から270度28分728メートルの点

タ ソの点から169度30分2,690メートルの点

チ タの点から82度00分870メートルの点

ツ 秋田港旧南防波堤基部から南へ海岸線に沿って500メートルの点

テ トの点から76度00分213メートルの点

ト ナの点から98度20分122メートルの点

ナ フの点から15度30分470メートルの点

ニ ナの点から283度00分303メートルの点

ヌ ニの点から196度30分292メートルの点

ネ ヌの点から286度30分108メートルの点

ノ ネの点から196度00分350メートルの点

ハ ノの点から106度30分188メートルの点

ヒ 本荘港防波堤灯台から10度00分3メートルの点

フ ヒの点から76度30分264メートルの点

へ 由利本荘市水林と同市西目町海士剥との境に設定した点から5度00分940メートルの点

基点第14号 にかほ市と山形県の境に設定した点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	1月1日から6月30日まで
	ひらめ・かれい小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月15日まで
	ます刺し網漁業	1月1日から6月30日まで
	ひらめ・かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	きす刺し網漁業	4月1日から12月31日まで
	かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえび刺し網漁業	6月1日から11月30日まで
	はたはた刺し網漁業	11月1日から翌年1月15日まで
	底建網漁業	11月1日から翌年8月31日まで
	かにかご漁業	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	4月1日から10月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(5) 関係地区 秋田市飯島、土崎港、新屋、浜田、下浜、由利本荘市及びにかほ市

12 公示番号 区第1号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港南平沢地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第8号(男鹿市船川港石油備蓄基地防波堤西端灯台(船川港防波堤灯台から223度1,920メートル)前に設定した点をいう。以下同じ。)から152度390メートルの点

イ 基点区第8号から148度690メートルの点

ウ 基点区第8号から171度770メートルの点

エ 基点区第8号から187度520メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市船川港南平沢

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

13 公示番号 区第2号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港増川地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第9号(男鹿市船川港女川鵜ノ崎に設定した点をいう。以下同じ。)から97度37分54秒1,648メートルの点

イ 基点区第9号から96度13分01秒1,934メートルの点

ウ 基点区第9号から109度46分04秒2,051メートルの点

エ 基点区第9号から113度22分56秒1,779メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市船川港増川

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

14 公示番号 区第3号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港女川地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第9号から98度43分31秒1,402メートルの点

イ 基点区第9号から106度30分26秒1,584メートルの点

ウ 基点区第9号から145度48分29秒1,163メートルの点

エ 基点区第9号から143度56分50秒893メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市船川港女川

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

15 公示番号 区第4号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先（鵜ノ崎沖）

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第15号（男鹿市船川港船川灯台（鵜ノ崎）をいう。以下同じ。）から249度00分1,140メートルの点

イ 基点区第15号から215度00分960メートルの点

ウ 基点区第15号から214度25分1,280メートルの点

エ 基点区第15号から239度25分1,420メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ・貝類養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市船川港台島

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

16 公示番号 区第5号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第10号（男鹿市船川港台島字不動前、不動橋東端上流に設定した点をいう。

以下同じ。）から159度30分450メートルの点

イ 基点区第10号から147度00分1,000メートルの点

ウ 基点区第10号から167度00分1,240メートルの点

エ 基点区第10号から186度00分800メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市船川港台島

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

17 公示番号 区第6号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港椿地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第11号（男鹿市船川港椿、椿漁港第1防波堤灯台前に設定した点をいう。以下同じ。）から158度00分530メートルの点

イ 基点区第11号から141度30分560メートルの点

ウ 基点区第11号から146度30分750メートルの点

エ 基点区第11号から136度00分800メートルの点

オ 基点区第11号から142度00分1,090メートルの点

カ 基点区第11号から157度00分1,260メートルの点

キ 基点区第11号から163度00分1,300メートルの点

ク 基点区第11号から158度00分750メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市船川港椿

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

18 公示番号 区第7号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港双六地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第12号（男鹿市船川港椿、椿漁港埋立護岸に設定した点をいう。以下同じ。）

から214度00分450メートルの点

イ 基点区第12号から172度00分370メートルの点

ウ 基点区第12号から177度00分660メートルの点

エ 基点区第12号から201度00分720メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市船川港双六

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

19 公示番号 区第8号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港双六及び小浜地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第13号（男鹿市船川港双六字打越167番地に設定した点をいう。以下同じ。）

から238度30分870メートルの点

イ 基点区第13号から172度00分350メートルの点

ウ 基点区第13号から172度00分850メートルの点

エ 基点区第13号から217度00分1,140メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市船川港双六及び小浜

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

20 公示番号 区第9号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港本山門前地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第14号（男鹿市船川港本山門前阿治ヶ島に設定した点をいう。以下同じ。）

から162度42分1,669メートルの点

イ 基点区第14号から169度54分1,681メートルの点

ウ 基点区第14号から181度00分650メートルの点

エ 基点区第14号から162度42分600メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市船川港本山門前

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

21 公示番号 区第10号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港比詰及び脇本脇本地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第19号（男鹿市船川港と同市脇本との境に設定した点をいう。以下同じ。）

から166度55分59秒1,481メートルの点

イ 基点区第19号から140度00分38秒1,860メートルの点

ウ 基点区第19号から146度53分01秒2,353メートルの点

エ 基点区第19号から163度27分53秒2,020メートルの点

オ 基点区第19号から179度18分03秒1,558メートルの点

カ 基点区第19号から165度47分14秒1,626メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市船川港南平沢、船川、金川、比詰及び同市脇本

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

22 公示番号 区第11号

(1) 漁場の位置 男鹿市戸賀戸賀地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第20号（男鹿市戸賀浜塩谷南側斜路の南端に設定した点をいう。以下同じ。）から265度22分310メートルの点

イ 基点区第20号から222度52分450メートルの点

ウ 基点区第20号から231度14分510メートルの点

エ 基点区第20号から247度24分760メートルの点

オ 基点区第20号から236度11分850メートルの点

カ 基点区第20号から244度57分1,020メートルの点

キ 基点区第20号から265度22分1,020メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ・貝類養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市戸賀

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

23 公示番号 区第12号

(1) 漁場の位置 男鹿市戸賀戸賀地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第20号から231度14分510メートルの点

イ 基点区第20号から216度44分650メートルの点

ウ 基点区第20号から236度11分850メートルの点

エ 基点区第20号から247度24分760メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類・魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市戸賀

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

24 公示番号 区第13号

(1) 漁場の位置 潟上市天王地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第3号（潟上市天王江川字浜山の二等三角点をいう。）から230度00分2,800メートルの点

イ アから140度00分2,000メートルの点

ウ イから230度00分1,000メートルの点

エ ウから320度00分2,000メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 潟上市天王

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

25 公示番号 区第14号

(1) 漁場の位置 山本郡八峰町八森長坂地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第21号（山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設定した点をいう。以下同じ。）から168度00分27秒397メートルの点

イ 基点区第21号から154度28分43秒619メートルの点

ウ 基点区第21号から180度00分00秒824メートルの点

エ 基点区第21号から195度46分53秒590メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 山本郡八峰町八森

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

26 公示番号 区第15号

(1) 漁場の位置 男鹿市北浦西黒沢地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第22号（男鹿市北浦字湯の尻と同市北浦字西黒沢との境の大明神崎に設定した点をいう。以下同じ。）から305度12分12秒1,568メートルの点

イ 基点区第22号から299度25分5秒1,294メートルの点

ウ 基点区第22号から289度14分18秒1,367メートルの点

エ 基点区第22号から296度04分06秒1,622メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市北浦西黒沢

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

27 公示番号 区第16号

(1) 漁場の位置 由利本荘市岩城内道川地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第16号（由利本荘市岩城二古字川尻に設定した点をいう。以下同じ。）から
287度49分45秒3, 810メートルの点

イ 基点区第16号から282度50分52秒3, 658メートルの点

ウ 基点区第16号から283度49分38秒3, 966メートルの点

エ 基点区第16号から286度29分40秒4, 017メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	11月1日から翌年6月30日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 由利本荘市岩城

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、
漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の
高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。
ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

28 公示番号 区第17号

(1) 漁場の位置 男鹿市船越地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第7号(男鹿市脇本と同市船越との境に設定した点をいう。以下同じ。)から164度3分4秒1,714メートルの点

イ 基点区第7号から156度39分2秒1,968メートルの点

ウ 基点区第7号から163度46分12秒2,205メートルの点

エ 基点区第7号から171度05分24秒1,980メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 男鹿市船越

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

29 公示番号 区第18号

(1) 漁場の位置 山本郡八峰町八森岩館地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点区第23号（山本郡八峰町岩館四等三角点をいう。以下同じ。）から 311度00分180メートルの点

イ 基点区第23号から309度00分158メートルの点

ウ 基点区第23号から275度18分211メートルの点

エ 基点区第23号から293度48分281メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 山本郡八峰町八森

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

30 公示番号 区第19号

(1) 漁場の位置 山本郡八峰町八森岩館地先（岩館漁港）

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線及び岩館漁港沖防波堤によって囲まれた区域

ア 基点区第23号から134度50分48秒347メートルの点

イ 基点区第23号から137度39分28秒348メートルの点

ウ 基点区第23号から140度34分30秒265メートルの点

エ 基点区第23号から136度53分19秒263メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類養殖業	12月1日から翌年6月30日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 山本郡八峰町八森

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

31 公示番号 区第20号

(1) 漁場の位置 由利本荘市岩城内道川地先（道川漁港）

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び道川漁港南防波堤によって囲まれた区域

ア 基点区第16号から340度10分01秒921メートルの点

イ 基点区第16号から339度57分19秒982メートルの点

ウ 基点区第16号から333度45分39秒1,042メートルの点

エ 基点区第16号から332度49分48秒1,019メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	11月1日から翌年6月30日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 由利本荘市岩城

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

32 公示番号 区第21号

(1) 漁場の位置 にかほ市平沢地先（平沢漁港）

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び平沢漁港乙突堤、西突堤、物揚場、航路護岸によって囲まれた区域

ア 基点区第24号（にかほ市の潮風公園四等三角点をいう。以下同じ。）から275度38分05秒307メートルの点

イ 基点区第24号から271度07分05秒279メートルの点

ウ 基点区第24号から259度54分44秒356メートルの点

エ 基点区第24号から262度51分59秒353メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 にかほ市平沢

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

33 公示番号 区第22号

(1) 漁場の位置 にかほ市金浦地先（金浦漁港）

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウの各点を順次結んだ線及び金浦漁港岸壁、取付護岸、防波堤B、防波堤Aによって囲まれた区域

ア 基点区第25号（にかほ市の大平山四等三角点をいう。以下同じ。）から327度23分04秒696メートルの点

イ 基点区第25号から326度46分00秒672メートルの点

ウ 基点区第25号から314度26分55秒741メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 にかほ市金浦

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

34 公示番号 区第23号

(1) 漁場の位置 にかほ市金浦地先（金浦漁港灯台前）

(2) 漁場の区域

次のア、イの点及びウ、エの点を結んだ線並び金浦漁港灯台前の護岸、甲突堤にによって囲まれた区域

ア 基点区第25号（にかほ市の大平山四等三角点をいう。以下同じ。）から324度38分07秒375メートルの点

イ 基点区第25号から327度39分01秒347メートルの点

ウ 基点区第25号から316度34分14秒319メートルの点

エ 基点区第25号から316度09分05秒351メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 にかほ市金浦

(7) 条件

ア 漁具の敷設中昼間にあつては当該漁場区域のア、イ、ウ及びエの位置に漁業の名称、漁業権者名を記入した方40センチメートル以上の赤色の布地を水上1.5メートル以上の高さに、夜間にあつては照明標識を設置しなければならない。

イ 幹綱及び幹綱止め施設は、海中にあるものでも漁場区域内に敷設しなければならない。

ウ 漁業時期を越えて漁具を設置してはならない。

35 公示番号 定第1号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第2号（男鹿市船川港台島字浜平船揚場上の標識をいう。以下同じ。）から補助点第2号（男鹿市船川港椿漁港西防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として329度19分58秒964メートルの点

イ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として298度20分58秒1,401メートルの点

ウ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として316度35分32秒2,196メートルの点

エ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として339度47分49秒1,929メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市船川港

(6) 条件

ア 沖手網を使用してはならない。

イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

36 公示番号 定第2号

(1) 漁場の位置 男鹿市船川港台島地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として339度47分49秒1,929メートルの点

イ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として316度35分32秒2,196メートルの点

ウ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として323度23分48秒2,896メートルの点

エ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として341度24分48秒2,668メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市船川港

(6) 条件

ア 沖手網を使用してはならない。

イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

37 公示番号 定第3号

(1) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第4号(男鹿市戸賀加茂青砂字鴨加茂漁港第2防波堤堤頭部上の標識をいう。

以下同じ。)から補助点第4号(男鹿市戸賀加茂青砂字鴨加茂漁港第1防波堤堤幹部上の標識をいう。以下同じ。)を見通した線を基準として262度17分57秒645メートルの点

イ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として253度56分21秒839メートルの点

ウ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として269度18分23秒1,121メートルの点

エ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として282度53分48秒948メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市戸賀

(6) 条件

ア 沖手網を使用してはならない。

イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

38 公示番号 定第4号

(1) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第5号（男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識をいう。以下同じ。）から補助点第5号（男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として166度48分45秒262メートルの点

イ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として108度26分06秒178メートルの点

ウ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として117度20分27秒775メートルの点

エ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として152度07分33秒841メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市戸賀

(6) 条件

ア 沖手網を使用してはならない。

イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

39 公示番号 定第5号

(1) 漁場の位置 男鹿市戸賀加茂青砂地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として186度41分01秒1,288メートルの点

イ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として181度37分11秒1,089メートルの点

ウ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として160度32分07秒1,327メートルの点

エ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として172度52分57秒1,645メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市戸賀

(6) 条件

ア 沖手網を使用してはならない。

イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

40 公示番号 定第6号

(1) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第8号（男鹿市北浦入道崎字下中野の標識をいう。以下同じ。）から補助点第8号（男鹿市北浦入道崎字下中野四等三角点をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として299度21分31秒434メートルの点

イ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として251度37分35秒451メートルの点

ウ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として260度04分32秒902メートルの点

エ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として296度12分40秒904メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市北浦

(6) 条件

ア 沖手網を使用してはならない。

イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

41 公示番号 定第7号

(1) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として296度12分40秒904メートルの点

イ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として260度04分32秒902メートルの点

ウ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として262度13分51秒1,352メートルの点

エ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として296度09分27秒1,354メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市北浦

(6) 条件

ア 沖手網を使用してはならない。

イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

42 公示番号 定第8号

(1) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第9号（男鹿市北浦入道崎字昆布浦の標識をいう。以下同じ。）から補助点第9号（男鹿市北浦入道崎字昆布浦石碑前の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として138度18分59秒1,009メートルの点

イ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として126度13分43秒832メートルの点

ウ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として104度40分54秒1,498メートルの点

エ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として120度07分17秒1,676メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ定置漁業	9月20日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市北浦

(6) 条件

ア 沖手網を使用してはならない。

イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

43 公示番号 定第9号

(1) 漁場の位置 男鹿市北浦入道崎地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として111度07分10秒1,984メートルの点

イ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として98度37分13秒1,893メートルの点

ウ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として94度03分19秒2,605メートルの点

エ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として105度57分13秒2,834メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市北浦

(6) 条件

ア 沖手網を使用してはならない。

イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

44 公示番号 定第10号

(1) 漁場の位置 男鹿市五里合中石地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点定第11号（男鹿市五里合中石字北浜野護岸上の標識をいう。以下同じ。）から補助点第11号（男鹿市五里合神谷字長者森五里合漁港第3防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。）を見通した線を基準として

96度02分16秒4, 038メートルの点

イ 基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として88度56分41秒3, 970メートルの点

ウ 基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として88度28分31秒4, 469メートルの点

エ 基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として94度47分58秒4, 529メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市五里合

(6) 条件

ア 沖手網を使用してはならない。

イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

45 公示番号 定第11号

(1) 漁場の位置 男鹿市戸賀塩浜地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第6号及び補助点第6号については、次のとおりとする。

基点定第6号 男鹿市戸賀塩浜字金沢かねがさき橋上の標識

補助点第6号 男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢験潮場通路上の標識

ア 基点定第6号から補助点第6号を見通した線を基準として291度38分12秒635メートルの点

イ 基点定第6号から補助点第6号を見通した線を基準として298度10分33秒1,139メートルの点

ウ 基点定第6号から補助点第6号を見通した線を基準として319度34分22秒1,105メートルの点

エ 基点定第6号から補助点第6号を見通した線を基準として305度43分24秒621メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市戸賀

(6) 条件

ア 沖手網を使用してはならない。

イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

46 公示番号 定第12号

(1) 漁場の位置 男鹿市戸賀戸賀地先

(2) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

この場合において基点定第7号及び補助点第7号については、次のとおりとする。

基点定第7号 男鹿市戸賀戸賀字延田の標識

補助点第7号 男鹿市戸賀戸賀字延田一般道上の標識

ア 基点定第7号から補助点第7号を見通した線を基準として309度24分13秒426メートルの点

イ 基点定第7号から補助点第7号を見通した線を基準として256度54分55秒331メートルの点

ウ 基点定第7号から補助点第7号を見通した線を基準として253度31分11秒1,217メートルの点

エ 基点定第7号から補助点第7号を見通した線を基準として287度25分36秒1,107メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 関係地区 男鹿市戸賀

(6) 条件

ア 沖手網を使用してはならない。

イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。

ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

第2 保全沿岸漁場に関する事項
該当なし

第3 類似漁業権以外の漁業権
区第19号、区第20号、区第21号、区第22号、区第23号、定第11号、定第12号

第4 漁業の免許予定日
令和6年1月1日

第5 申請期間
令和5年9月29日（金）から同年11月17日（金）まで